

# 業務部速報

No. 78

発行 12. 1. 18

JR東労組 業務部

**申12号** 本来業務に集中し、安全を基礎に技術力が継承できる  
人事・賃金制度の実現を求める申し入れ交渉実施！  
第1回②

第3項 統務職を主任職3等級、T等級をB等級とし、主任職3等級及びB等級に管理業務はあこなわせないこと。

**組合** 現行の主任業務と何ら変わりのない会社提案の統務職・T等級は複雑な体制となり、職場は混乱する。

**会社** 統務職とT等級の新設は技術継承をしっかりとやるために必要。ニーズにあわせた人材育成の体制整備が必要。

**一般職が管理業務を行わないことを確認！  
統務職・T等級については議論が必要！**

第4項 飛び級試験は社会人採用者に限定した主任職2等級までとし、受験回数を一人1回までとすること。

**組合** 指揮命令系統が崩れる。職制と経験が逆転することや、職制そのものが職場で逆転している状況がある。

**会社** 上位職を担えるかということが試験合格の判断基準である。能力がある人を合格させ、フォローもしっかりやっていく。

**問題意識は共有できている。中身の議論が必要！**

第5項 昇進・昇格に対する本人の意思表示を明確化するため、主任職3等級から主幹職B、B等級からA等級、主任職3等級から専任職及びB等級からS等級への昇進、専任職から主幹職間及びS等級からH等級・A等級間の異動は「出願及び面接」とすること。

**組合** 個人の意志確認を前提とした昇進・昇格が必要。出願及び面接を行うことにより、意思表示がより鮮明になる。

**会社** 自己申告の面談や課題付与の面談で本人の希望を把握する。日々のコミュニケーションの中でも行う。

**意思確認の実施は労使一致。組合案は出願及び面接を求める！**

第6項 社内通信研修講座修了による在籍年数の短縮は、主任職3等級試験及びB等級試験に限定し、人事考課により更に1年短縮する取扱いはあこなわれないこと。また、合格者に対する昇格昇給額の1,000円加算はあこなわれないこと。

**組合** 競争が目的でなくても、運用されると変わる。制度改正によってどのような職場が作られるのかが問題。

**会社** 社員が多いので色々な意欲がある。誰でもアクセスできる社内通教を用いて公正に評価を行う。競争を煽る目的はない。

**技術継承期間は本来業務に集中すべき！**

**全組合員の再度の議論で、働きやすい人事・賃金制度をつくり上げよう！**